

郷土の古文書

「その27 やくびょうがみ 疫病神の詫び証文」

解説

この古文書は「疫病神の詫び証文」という文書で、あきる野市乙津軍道の高明神社(元熊野三社大権現)の神官鈴木家に伝わったものです。大変珍しい文書で近年迄あまり顧みられなかったそうです。解説は難解なため、平成13年から14年にかけて、この文書の調査に来館された、当時国分寺市教育委員会教育部文化財課在籍の太田和子氏の礼状中の解説文(参考文献 大島建彦『疫神とその周辺』・同「疫病神の詫び証文と仁賀保家」と、『民俗のかたちとところ』(大島建彦編 岩田書院 2002年3月)の中に執筆掲載された寺沢一人氏の論文から抜粋させていただきます。

平成13年当時太田氏によると「疫病神の詫び証文」は現在のところ国分寺市の川島家3点のほかには栃木県2点、群馬県2点、埼玉県4点、神奈川県6点で計14点が確認されている。(その後秋田県立博物館より全国からこの文書を集めて展示するため依頼があり、鈴木家文書も仲間入りした。現在全国総点数21点)

天明 6 年(1786) の自序をもつ小林溪舎の『竹爪子(たけそうし) 卷二』には「疫病神の事」 愛宕下田村小路仁賀保大膳との屋敷へ、疫神入候を、次男金七郎見咎められ、右様な者我が方へ何しに入そ、打ころさんといかりければ、疫神何卒一命助け被下と云まま、左候ハ、書付にても差出へしとて、とあって以下に「文政三辰年九月廿二日」付の疫病神の詫び証文が載せられている。また、天保 15 年(1844) の自序をもつ梅之舎主人(長橋亦次郎)の『梅の塵(ちり)』には「疫病神一札の事」御旗本仁賀保公の先君は、英雄の賢君にておわしけるが、近年、疫病神を手捕にせさせ賜しよし、疫神恐れて、一通の証書を呈して、一命を乞によって、免助ありしと也。右公の家は、一切疫神流行と云事なし。(中略)仁賀保家は、仁賀保(現秋田県由利郡仁賀保町、その後秋田県仁賀保市)の藩主を努めた家筋である。その系統に所領千石の旗本があつて、五代目が仁賀保大膳であるが、金七郎については詳しいことを知る事ができない。旗本の仁賀保家では、疫病神の詫び証文を疫病よけの呪符として出したようである。

尚、国分寺市の川島家文書 3 点は市郷土資料(有形民俗文化財)に指定されています。

太田氏によると鈴木家史料のなかの「疱瘡除神札下書」は『疫神とその周辺』に紹介されている類似史料などあり、民俗からみるとかなり貴重な史料群のようである、とのことでした。

次に寺沢一人氏はこの文書を『民俗のかたちとところ』(大島建彦 平成 14 年 3 月 2 日発行)の中で「疫病神の詫び証文のある家ー東京都多摩地方の事例ー」として取り上げています。

それによると「二、神職としての鈴木家」の項で、(前略)鈴木家は江戸時代前期には京都の吉田家の神道裁許状を受けて神職としての地位を確立している。(中略)寛文 2 年(1662)に親子で(裁許状を)受け、文政 13 年(1830)までの当主が代替わりのたびに受けたようで伊豫、筑後、出雲の順に名乗っている。

一方享保 3 年(1718)に「大狐大秘事巻物^{極位秘}」享保 7 年に「△咤枳尼天^{大小二法}」と「兵法虎之巻物」が武州御嶽山の世尊寺の盛円(鈴木家出自で出雲の伯父、世尊寺 17 世住職)より鈴木左京に授けられている。鈴木左京は元禄 10 年か享保 12 年(こちらが正しい)に神道裁許状を受けた人の通称の^(幼名)ようであり、修験のような活動もしていたことがわかる。文書の中には、後述するように修験などが用いた呪符や呪文が少なからずみられる(後略)。

寺沢氏はまた「三、鈴木家に伝わる疫病よけの呪符の類」の項目で種々の解説を書かれています。そして「四、疫神の詫び証文の伝播」の項で「第一には、疫病神の詫び証文を流布させる側の問題である。あきる野市の鈴木家については、その例と判断できるので詳しく報告してみた。神職

を世襲する家であるが、江戸時代後期には人々の求めに応じて、修験と同様にさまざまな治癒儀礼をおこなっていたと、文書から確認できる。所蔵する疫病よけの呪符類も、修験との関わりが強くみられ、本来は修験のなかで伝えられてきたものといえ、やはり疫病神の詫び証文の伝播にも、修験やそれに準ずる宗教者が深くかかわっていたと考えられる。

第二には、受け取る側の問題である。あきる野市の鈴木家のほかは、これを修験などの宗教者によって授けられた家といえる。ところが、必ずしも受け取るだけでなく、そこから伝播もおこなわれていたのではないだろうか。というのは、いずれの家も江戸時代村役をつとめ、文字に親しんでおり、自らの手でこの証文を書き写すことができたからである。(中略)改行の位置から「私良者」「疫痛神」いう誤記まで一致している。(中略)宗教者によって直接授けられたならば「疫痛神」などと記される事はなかったと思われる。

疱瘡は感染力が強く医療技術の発達した現代でも近隣で流行すると恐怖を覚えます。多くの事が神頼みであった昔の人々の様子が伝わってくる文書です。

解読文

差上申一札之事

- 一 私共両人心得違を以 御屋敷^江入込
段々被 仰出之趣奉恐入候 以来御
屋敷内^并金七郎様御名前有之候^江
決^而入込申間敷候 私共^者不及申中間之
もの共迄も右之通り申聞候 依^而命御
助ヶ被下難有仕合^ニ奉存候 為念一札如件

文政三^辰年

疫 病 神

仁賀保大膳様御内

仁賀保金七郎様

口語訳

証文一通差し上げます

- 一 私ども二人考え違いで、道理にはずれた行いでお屋敷へ入り込み、だんだん意見を加えられ事情を悟り、恐れ多いこととかたじけなく存じます。以後、御屋敷の内並びに金七郎様のお名前のある所へは決して入り込まないようにいたします。私どもは勿論、仲間の疫病神達へもお約束通りよく言い聞かせておきます。それによって命をお助け下されました事有難き仕合せに存じます。念のため、この通りお約束の証文差し上げます。

文政三年^辰年

疫 病 神

仁賀保大膳様御内

仁賀保金七郎様

萬曆二十九年

一 札在東人出送其河名及又送

修之 修之 修之 修之 修之

修之 修之 修之 修之 修之

修之 修之 修之 修之 修之

修之 修之 修之 修之 修之

修之 修之 修之 修之 修之

文政二年

二 夜福禱

仁智保大船保也

仁智保大船保也

鈴木家に残る祭祀にかかわる用具

さいし

(筮竹、算木、御神籤箱、錫筒、御神札、護符等の版木、人形等)

ぜいちく さんぎ おみくじばこ すずづつ ごしんさつ ごふ はんぎ ひとがた

